

平成十五年政令第八十三号

郵便法第七十三条の審議会等を定める政令

内閣は、郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）第七十五条の八の規定に基づき、この政令を制定する。
郵便法第七十三条の審議会等で政令で定めるものは、情報通信行政・郵政行政審議会とする。

附 則

この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則 （平成一九年八月三日政令第二三五号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十九年十月一日から施行する。

附 則 （平成二〇年七月二日政令第二二四号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十年七月四日から施行する。